

質疑回答書

調達案件名： 令和7年度 航空大学校宮崎本校施設整備計画策定支援業務委託

No.	質問内容	回答	備考
1	「令和6年度 航空大学校学生寮更新計画策定業務」と本業務の関連性をご教示ください。 重複する業務が無いが、互いの調査、検討、提案内容の整合性を図る必要があるでしょうか。	関連性はございません。	
2	予定価格や調査基準価格を設定されるのであれば、開示いただけないでしょうか。	開示はできません。	
3	同時に公告されている帯広分校、仙台分校のいずれか、もしくは全てを落札した場合、配置する管理技術者は兼任してもよろしいでしょうか。兼任が不可な場合、相互業務の効率化を図る目的で管理技術者以外の業務従事者として兼任してもよろしいでしょうか。	兼任することは可能です。	
4	入札説明書7.（3）で「（前略）電話その他の方法による入」と文が見切れている為、続きをご教示ください。	失礼いたしました。以下の括弧内が続きです。 （前略）電話その他の方法による入「札は認めない。」	
5	仕様書1.（3）アにおいて、実態調査は調査職員が対象であり、学生へのヒアリングやアンケートは無いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
6	仕様書1.（3）アにおいて、建築基準法12条に定められた定期報告ではアスベストの使用有無、劣化状況を調査しますが、本業務では資料に基づく机上調査のみを想定されているのでしょうか。もしくは検体を採取しての分析調査まで想定されているのでしょうか。 後者の場合、アスベストの使用範囲や材料点数により、入札金額の見積が大きく変わる為、入札前に既存情報を開示いただくか、検体採取分析調査にかかる費用は別途とさせていただきますでしょうか。	机上調査のみを想定しております。	

No.	質問内容	回答	備考
7	仕様書1.(3)アにおいて、劣化状況調査等に係る業務や、空港周辺における建物等設置の制限（制限表面）を検証する業務について、再委託は可能でしょうか。 ※劣化状況調査や制限表面検証業務は、契約書案4枚目（一括再委託等の禁止）第7条第2項「発注者が仕様書等において指定した部分」に該当しますでしょうか。	建築基準法第12条の報告様式に係る項目以上の調査は考えておりません。 その上で調査を実施される場合、再委託をさまたげるものではありません。	
8	仕様書1.(3)アにおいて、利用特種別の実態調査について、各施設の適正規模を検討するために必要な範囲での調査という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
9	仕様書1.(3)イにおいて、施設整備手法（改築、長寿命化、大規模改修、小規模改修）について、いずれが適切か判別するためのコストの提案については、施設整備に係るイニシャルコストを提案するという理解でよろしいでしょうか。	設計費用、工事・監理費用を提案して下さい。	
10	仕様書2.(1)アにおいて、打合せは2週間に1回程度とし、現地往訪と適宜WEBを併用する形としてよろしいでしょうか。	打合せについては、御社が計画する回数を見積りとして下さい。 なお、WEBでの打合せも対応は可能です。	
11	本整備計画策定支援業務の完了後、発注段階、設計段階、施工段階において、発注者支援業務を発注する予定はありますでしょうか。	現時点では判断できません。	
12	空港周辺における建物設置の制限（制限表面）に係る航空局との協議は、設計段階で設計者により実施するものと捉え、本業務では机上検討までを実施するものと捉えてよろしいでしょうか。	本業務は、建築基準法第12条の報告様式に係る項目となります。 空港周辺における建物等設置の制限（制限表面）に係る航空局との協議は、必要なく、机上検討も必要ないものと考えます。 ただし、その上で机上検討を実施するのであれば妨げるものではありません。	